

議案第74号

岩倉市職員定数条例の一部改正について

岩倉市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員定数条例の一部を改正する条例

岩倉市職員定数条例（昭和46年岩倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会、消防」を「教育委員会、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関」に、「及び公平委員会の事務部局の」を「並びに公平委員会の事務部局並びに消防機関に」に改める。

第2条第1号中「205人」を「210人」に改め、同条第6号中「115人」を「120人」に改め、同条第7号中「職員 15人」を「事務部局の職員 10人」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条に次の1号を加える。

(10) 消防機関の職員 60人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。